

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 6 月までの期間、40 年 7 月から 41 年 5 月までの期間、同年 10 月から 42 年 2 月までの期間、及び 50 年 11 月から 51 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 6 月まで
② 昭和 40 年 7 月から 41 年 5 月まで
③ 昭和 41 年 10 月から 42 年 2 月まで
④ 昭和 50 年 11 月から 51 年 7 月まで

A 市役所の窓口で、国民年金の加入手続を行い、遡って保険料を納付したのに、申立期間の保険料が未納になっていることに納得できないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、遡って国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 55 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、いずれの申立期間の保険料も第 3 回特例納付により、納付可能な期間である。

また、申立人は、「夫の国民年金の加入手続及び保険料の納付も自分が行った。」としているところ、その夫の国民年金被保険者名簿によると、申立人の申立期間①、②、③及び④と同一期間の保険料が、昭和 55 年 5 月 22 日に、特例納付されていることが確認できる上、申立人は、「申立期間の保険料は、夫の保険料を納付した後に、少し時間をおいてから納付したように思う。」としているところ、その夫の特例納付の約 1 か月後の同年 6 月 26 日に、申立人の申立期間後の 53 年 1 月から 55 年 3 月までの保険料が遡って納付されていることが確認でき、自身とその夫の保険料を

遡って納付したとする申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、昭和 55 年頃、申立期間の保険料を納付するだけの蓄えがあったとしており、申立人に申立期間のほかに未納は無く、その夫も未納期間が無いこと、及びその夫に係る特例納付が上記のとおり、同日に一括納付されていることが確認できることも考え合わせると、その申述に不自然さは見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 58 年 9 月まで

私は、昭和 55 年 3 月に結婚して、それから 2、3 年後に夫から国民年金に加入した方が良いと言われ、自分で A 区役所 B 所（当時）において加入手続を行った。それから間もなく、夫が国民年金保険料の未納分をまとめて納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの期間について、申立人は、結婚から 2、3 年後に自身で A 区役所 B 所において、加入手続を行い、それから間もなく、その夫が国民年金保険料の未納分をまとめて納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、60 年 7 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、当該期間は遡って保険料を納付することができる期間である。

また、申立人は、申立期間以後に保険料の未納は無い上、オンライン記録によると、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 60 年 7 月以後に申立期間直後である 58 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されたことが確認できることから、当該納付記録の直前である申立期間のうち、58 年 4 月から同年 9 月までの保険料を遡って納付した可能性を否定できない。

2 申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は上記 1 のとおり、60 年 7 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年8月から同年12月まで

昭和53年7月頃にA地から引っ越し、B区役所のC地にある出張所で、転入の手続と同時に国民年金の加入手続もした。国民年金保険料については、後日送られてきた納付書で納め、現在もその領収証書を保管している。

ねんきん定期便を見て、私の年金の記録に漏れがあったので、日本年金機構に問い合わせたところ、申立期間の国民年金保険料は還付済みとの回答があり、とても驚いた。還付請求した覚えも無いし、還付通知書を受け取った記憶も、返金された記憶も無いので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収証書により、申立期間の国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。

また、申立人に係る還付整理簿には、申立期間について還付処理が行われたとする記載はあるものの、本来は国民年金の強制被保険者となる期間であったと考えられ、当該期間について国民年金の被保険者資格を取り消した上、納付済みの国民年金保険料を還付する合理的な理由は見当たらない。

さらに、当該還付処理は行政側の誤りであると認められ、申立人は還付手続に関する記憶も無いとしていることから、申立期間は保険料納付済期間として取り扱うことが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

当初、私の年金加入記録は、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで未納であったが、日本年金機構で調べてもらったところ、52 年 4 月から同年 12 月までは納付済みであり、53 年 1 月から同年 3 月までは未納である旨の回答があった。口座振替にするまでは、私が郵便局か銀行で夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間以外の残余の期間は納付済みであることが、オンライン記録から確認できる上、平成 16 年 5 月からは、付加年金保険料も納付しており、申立人の年金への関心は極めて高いものと認められる。

また、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたと申述しているその夫は、申立期間の保険料が納付済みになっていることが、オンライン記録により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年12月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から48年12月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、婚姻（昭和53年2月）するまで母と同居していたので、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、姉の保険料と一緒に納付していた。姉は20歳から納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和47年4月から48年12月までの期間について、申立人は、婚姻（昭和53年2月）するまでその母と同居していたので、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、その姉（四女）の保険料と一緒に納付したとしている。

本期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和49年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち47年4月から48年12月までの期間は遡って保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人のもう一人の姉（二女）の国民年金手帳記号番号は、母と連番で払い出されており、付加保険料の納付開始時期もその母と同時期（昭和47年4月）であることから、その姉の保険料も母が納付していたと推認されるところ、その姉は、申立人が加入手続をしたと推認される昭和49年5月頃、実家の裏に住んでおり、「母は店の帳簿など全て書き留めておくような几帳面な人であり、申立人の保険料についても

遡って納めていたと聞いたことがある。」と供述している。

さらに、申立期間①について、A市役所に過年度分保険料納付書の作成について確認したところ、同市役所では当該納付書の作成を行っていたとしており、過年度納付を勧めていた可能性も否定できない。

加えて、申立人は、その母が申立人と姉（四女）の保険料を合わせて納付していたとしているところ、その姉（四女）は、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、20歳に達した日の属する月である昭和43年*月から保険料を納付している上、申立期間①については、申立人の母及び姉二人（二女及び三女）の全員が保険料納付済みであり、前述の姉（二女）の証言を踏まえると、申立人の母が申立期間①のうち遡って保険料を納付することが可能な47年4月から48年12月までの期間の保険料について、申立人の分のみ納付しなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、前記1と同様に、その母が納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、上述のとおり、昭和49年5月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間②は国民年金保険料を納付することができる期間であり、当該期間の前後は納付済みであり、一緒に納付したとしているその姉（四女）の保険料は納付済みである上、3か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

3 一方、申立期間①のうち、昭和46年1月から47年3月までの期間について、申立人は、前記1と同様に、その母が納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、前記1のとおり49年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち46年1月から47年3月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年12月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間、平成元年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで
② 平成元年 2 月及び同年 3 月

私は、最近、昭和 55 年 10 月の国民年金保険料は厚生年金保険との重複期間とのことで還付される旨、同年 11 月及び同年 12 月は納付済期間となるが、その直後の申立期間①は未納期間となる旨、また、申立期間②は保険料の納付事実が確認できない旨の回答を受け取った。私は、昭和 55 年 10 月に会社を退職して国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 55 年 10 月に会社を退職して国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿の「受付年月日」欄には「57.5.27」と記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、57 年 5 月から同年 6 月頃にかけて払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間①は保険料を納付することが可能な期間である。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①直前の昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの期間は 58 年 1 月 18 日に過年度納付されており、3 か月と短期間である申立期間①の保険料を過年度納付で

きなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、当初、昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの期間は未納期間、申立期間①は納付済期間とされていたものが、本件申立てに先立って申立人が年金事務所に照会した結果、55 年 10 月から同年 12 月までの期間を納付済期間（同年 10 月分の保険料は厚生年金保険との重複期間とのことで還付）とし、申立期間①を未納期間としたものであり、行政の記録管理に不備が見受けられる。

- 2 申立期間②について、申立人は、前記 1 と同様に国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は前記 1 のとおり昭和 57 年 5 月から同年 6 月頃にかけて払い出されたと推認されることから、申立期間②は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間②前後の期間の保険料は納付済みである上、2 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 37 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 37 年 9 月まで

私が 20 歳になった昭和 36 年*月頃、実家の A 町（現在は、B 町）で、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、母が実家に来ていた集金人に納付していた。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年*月頃、実家の A 町で、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料は、その母が納付していたとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、38 年 8 月頃に払い出されたと推認される上、オンライン記録では、現在、申立期間は未加入期間に訂正されているものの、C 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の被保険者資格の取得年月日は、36 年 9 月 22 日と記載されていることから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、C 市の国民年金被保険者名簿では、昭和 36 年 9 月から 38 年 3 月までは未納期間であるが、国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和 37 年度の国民年金保険料のうち 1 か月分が納付（納付月は不明）と記録されており、行政の記録管理に不備が見られる上、当該納付月数が、申立期間の一部期間である 37 年 4 月から同年 9 月までのうちの 1 か月であ

る可能性を否定できない。

さらに、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の中には、20歳まで遡って過年度納付している者が散見されることから、申立人が加入手続を行った当時、過年度分の保険料についても納付書の送付等の納付勧奨が行われていた可能性も考えられる上、申立人の母が13か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から61年3月まで

申立期間について、私は、会社を退職後、A市役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、保険料額は覚えていないが、金融機関及び郵便局で保険料を納付した。申立期間以後の期間については、国民年金の加入手続をきちんと行っている。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和60年9月から61年3月までの期間について、申立人は、会社を退職後、A市役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、金融機関及び郵便局で国民年金保険料を納付したとしている。このことについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年6月頃に払い出されていると推認され、このことからすると、当該期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、後日郵送された納付書によって納めた記憶があるとしており、当該納付が過年度分であったことも否定できない上、申立期間以後も国民年金の再加入手続を適切に行っている申立人の申述は信憑性^{しんぴょう}が高いと認められる。

さらに、申立期間は1か所であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期を基準として納付可能だった昭和60年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当

たらない。

- 2 申立期間のうち、昭和 60 年 8 月についても、申立人は、上記 1 のとおり A 市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしている。

しかしながら、昭和 60 年 8 月は申立人のオンライン記録によると、平成 7 年 11 月 20 日に国民年金の被保険者資格取得日が 60 年 9 月 1 日から同年 8 月 31 日に訂正されたことにより、未納期間となったことが記録されており、同年 8 月は、申立期間当時は未加入期間であったと推認され、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

私は母に勧められ20歳になった昭和46年頃、A町役場（現在は、B市C所）で国民年金の加入手続を行い、その後年金は大切なことと思い、市役所や銀行等で3か月ごとに国民年金保険料を納付していた。転居するごとに住所変更手続もその都度行っており、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、その母に勧められ20歳になった昭和46年頃、A町役場で国民年金の加入手続を行い、その後年金は大切なことと思い、市役所や銀行等で3か月ごとに国民年金保険料を納付していたと申し立てている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人の申述のとおり同年12月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間①及び②は保険料納付が可能な期間である上、申立期間前後の期間は、保険料は納付済みとなっており、それぞれ3か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付することができなかつた特段の事情は見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳（旧台帳）には、申立人が申立期間直前の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料を53年8月25日に納付している記録が確認でき、これは第3回特例納付により納付したものと考えられるところ、申立期間①及び②の保険料が未納のままとなってい

るのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②以外に未納は無く、住所変更手続及び種別変更手続も適切に行っており、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月及び同年11月

私が20歳になった平成5年*月に母がA市役所（現在は、B市C区役所）に国民年金の加入手続に行き、誕生月から国民年金保険料の納付義務があることを知り、母が慌てて納付したことを私は覚えている。領収書等はないが、確実に納付しているはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年11月について、申立人は、その母がA市役所に国民年金の加入手続に行き、母が国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期及び申立人に係る平成7年度国民年金保険料が同年12月26日に納付されていることが確認できることから、同年12月頃に払い出されたと推認でき、このことからすると5年11月分の保険料は遡って納付することが可能である。

また、オンライン記録では、申立人に係る平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料を7年12月26日に納付し、5年12月から7年3月までの保険料を8年1月26日に遡って納付した記録となっているところ、申立人の母が申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたと申述しているその兄の保険料納付記録では、5年10月分の保険料を時効直前の7年11月30日に遡って納付し、その1か月後の同年12月19日には、5年11月から7年2月までの期間の保険料を遡って納付していることから、申立人の5年11月分保険料についても、時効直前の同

年 12 月に遡って納付した可能性を否定できない。

さらに、申立人及びその兄の保険料を納付していた母は、「遡って保険料を納めた。書類が残っていないので分からないが、納付できなかった保険料は無く、全部納付済みである。」と申述している。

- 2 申立期間のうち、平成 5 年 10 月について、申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していたとしているが、その母は加入時期及び保険料納付時期については、全く覚えていないとしており、申立人は直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記 1 のとおり、平成 7 年 12 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、5 年 10 月は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が平成 5 年 10 月の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 5 年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私の父が国民年金の加入手続を行い、私が結婚（婚姻日は、昭和 50 年 3 月*日）するまで国民年金保険料を納付してくれていた。また、結婚後は、義理の母が納税組合に私の保険料を納付してくれていた。申立期間について、A年金事務所から、平成 24 年 1 月に、「差額保険料の納付は確認できたが、当時の保険料に満たないため還付する。」との回答があったが、父が納付したのであれば、^き几帳面な性格から差額だけ納付するとは考えられないし、義理の母が納付したのであれば、納税組合が差額だけ集金したというのも考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付について、「私の父が国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで保険料を納付してくれていた。また、結婚後は、義理の母が私の保険料を納付してくれていた。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 47 年 6 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録によると、申立人の保険料を納付したとするその父及びその義母は、当該期間について納付済みとなっていることが確認できる上、申立人は、申立期間以外に保険料の未納は無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料額については、年度途中の昭和 50

年1月に月額900円から1,100円に改定されているところ、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間の欄には、「不足分納付」の記録が確認でき、申立人の保険料を納付していた義母の申立期間の保険料は納付済みであることから、その義母が申立人の差額保険料のみを納付し、改定前の保険料を納付していないとするのは不自然である。

加えて、その父又はその義母が3か月と短期間である申立人の申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 4990 (事案 1131 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から6年3月まで

国民年金加入期間については、全て国民年金保険料を納付していたわけではないが、25年以上納付したことは間違いない。申立期間の保険料については、私が夫婦二人分の保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているが、その夫の保険料も未納となっている上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料として、平成5年分の所得税確定申告書（写し）を提示して申立てを行っている。このことについて、当委員会において、その確定申告書について検討したところ、当該確定申告書に記載されている平成5年1月から同年12月までの社会保険料控除額（国民年金分）は、夫婦二人分の同年4月から6年3月までの国民年金保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している上、当該確定申告書の様式についても当時のものと推測できることから、申立期間の保険料は納付されたものと考えられる。

なお、申立人の夫は、申立期間と同一の期間について、上記と同じ平成5年分の所得税確定申告書（写し）を提示し、当委員会に申立てを行った

ところ、国民年金保険料の納付記録が平成 21 年 6 月に訂正され納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

昭和44年4月1日にA株式会社に入社し、申立期間には、本社から同社C工場に転勤したが、勤務は継続しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した従業員台帳（発令歴情報）及び雇用保険の加入記録から、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和44年4月のオンライン記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所が加入しているD基金が提出した申立人に係る加入員資格喪失届には、資格喪失日欄に昭和44年5月1日（オンライン記録と一致）と記載されていることが確認できる。同基金は申立期間当時の届出は、複写式用紙を使用していたと回答していることから、事業主が同日を資格喪失日として社会保険事務所

（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を、平成14年8月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年8月から同年10月までは9万8,000円、同年11月及び同年12月は10万4,000円、15年1月及び同年2月は9万8,000円、同年3月は10万4,000円、同年4月は9万8,000円、同年5月は10万4,000円、同年6月は9万8,000円、同年7月は10万4,000円、同年8月から同年11月までは9万8,000円、同年12月から16年9月までは10万4,000円、同年10月は11万円、同年11月は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年8月8日から16年12月1日まで
国の記録によれば、A株式会社（現在は、株式会社B。以下「事業所」という。）における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、平成16年12月1日とされているが、14年8月8日に同社に入社し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。当時の給与明細書を手帳に転記したものの等資料を提出するので、第三者委員会で調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国の記録では、申立人は、事業所において、平成16年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。しかしながら、雇用保険の加入記録、申立人が提出した事業所に係る給与所得の源泉徴収票（平成14年分から16年分まで、以下「源泉徴収票」という。）及び同僚の供述から、申立人は申立期間について、事業所に在

籍していることが確認できる上、申立人が申立期間の給与明細書を書き写した手帳（以下「転記給与明細書」という。）、上記源泉徴収票及び銀行預金通帳により、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間当時の事業所担当者は、控除した厚生年金保険料を申立人に返金した記憶は無いと供述していることに加え、事業所において、申立人と同じ業務をしていた同僚は、オンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記転記給与明細書及び源泉徴収票において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額により、平成14年8月から同年10月までは9万8,000円、同年11月及び同年12月は10万4,000円、15年1月及び同年2月は9万8,000円、同年3月は10万4,000円、同年4月は9万8,000円、同年5月は10万4,000円、同年6月は9万8,000円、同年7月は10万4,000円、同年8月から同年11月までは9万8,000円、同年12月から16年9月までは10万4,000円、同年10月は11万円、同年11月は10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を複数回提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が平成16年12月1日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年8月から16年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成9年9月は56万円、同年10月から10年3月までは59万円に訂正することが必要である。
- 2 また、申立期間②における資格喪失日は、平成10年5月30日であると認められることから、申立人の申立期間②に係る資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、申立期間②の標準報酬月額については、59万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : ① 平成9年9月1日から10年4月30日まで
② 平成10年4月30日から同年5月30日まで
A株式会社に勤務していた期間のうち、平成9年9月1日から10年4月30日までの標準報酬月額が、同年7月15日に遡って引き下げられているので、訂正してほしい。
また、資格喪失日は、平成10年5月30日であると思うので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人が勤務していたA株式会社は、平成10年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていたところ、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年7月15日付けで、9年9月は56万円から9万2,000円、同年10月から10年3月までは59万円から9万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。
また、A株式会社に係る商業登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人は同社の取締役となっていることが確認できるものの、事業主は、

社会保険関係事務は本社管理部において行っており、営業部の責任者であった申立人は、総務や人事、社会保険関係事務には関わっておらず、権限も無かった旨の回答をしていることから、申立人が当該遡及減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において遡及して当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成9年9月は56万円、同年10月から10年3月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、A株式会社が加入していたB組合の記録、雇用保険の加入記録及び事業主の供述により、申立人は、同社に平成10年5月29日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立事業所は平成10年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録されているが、同事業所が加入していたB組合は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の資格喪失日を同年5月30日と回答していること、事業主及び同僚の供述から、申立期間②においても厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を同年5月1日とする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録されている日（平成10年5月1日）より後の平成10年7月15日付けで、同年4月30日に遡って申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われているが、前述のとおり申立人は、同事業所の取締役であったものの、事業主の供述により、総務、人事、社会保険関係事務には無関係であったと認められることから、当該被保険者資格喪失処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年4月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年5月30日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成10年3月の標準報酬月額の記録により、59万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額（8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 11 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aにおいて支払われた申立期間の賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので当該申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 11 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aにおいて支払われた申立期間の賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので当該申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 11 日
② 平成 19 年 12 月 7 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aにおいて支給された申立期間①及び②に係る賞与の記録が無かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる賞与明細書も所持しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 11 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aにおいて支払われた申立期間の賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので当該申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間①は8万円、申立期間②は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 11 日
② 平成 19 年 12 月 7 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aにおいて支払われた申立期間①及び②の賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので当該申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①は8万円、申立期間②は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑧までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 22 万円、申立期間②、③及び④は 23 万円、申立期間⑤は 24 万円、申立期間⑥は 23 万円、申立期間⑦は 25 万円、申立期間⑧は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 7 日
② 平成 15 年 12 月 9 日
③ 平成 16 年 7 月 12 日
④ 平成 16 年 12 月 9 日
⑤ 平成 17 年 7 月 11 日
⑥ 平成 17 年 12 月 12 日
⑦ 平成 19 年 7 月 11 日
⑧ 平成 19 年 12 月 7 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aにおいて支払われた申立期間①から⑧までの賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので当該申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までの賞与については、事業主提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び申立人提出の賞与明細書により、申立人は当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①から⑧までに係る標準賞与額については、上記資料で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 22 万円、申立期間②、③及び④は 23 万円、申立期間⑤は 24 万円、申立期間⑥は 23 万円、申立期間⑦は 25 万円、申立期間⑧は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間①から⑧までに係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和48年8月14日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、昭和48年6月及び同年7月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た5万6,000円とすることが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月14日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける被保険者資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額の記録を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和48年8月及び同年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和48年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月29日から同年11月1日まで
② 昭和48年11月1日から49年6月24日まで

昭和48年5月に株式会社Aに入社し、その後、代表者や勤務地が変わり、社名も株式会社Bに変わったが、それまでと同じ労働条件で継続して勤務していた。年金記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間の一部及び株式会社Bに勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人が申立期間①において、株式会社Aに勤務していたことが認められる。

申立期間①のうち、昭和48年6月29日から同年8月14日までの期間について、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年10月の標準報酬月額の時決定は同年8月14日に処理されていることが確認できる。同日より後に、申立人に係る当該時決定が取り消され、同年6月29日に遡って申立人が資格喪失した処理が行われている。

また、上記名簿によると、申立人と同様に昭和48年10月の時決定が取り消され、遡って資格喪失処理されている同僚が少なくとも27人確認できる。

さらに、複数の同僚が、昭和48年後半に当該事業所の経営状況が悪くなっていた旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡って申立人の被保険者資格を喪失させる処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和48年8月14日であると認められる。

なお、昭和48年6月及び同年7月の標準報酬月額については、申立人に係る当該処理前の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和48年8月14日から同年11月1日までの期間について、同僚から提出された同年8月分、同年9月分及び同年10月分の給与明細書により、当該期間における厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、当該同僚の供述によると、申立人と当該同僚の雇用形態及び勤務形態等に違いは見られないことから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、株式会社Aは、昭和48年10月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、複数の同僚の供述から、常時5人以上の従業員が在籍していたことが認められることから、同社は当該期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、昭和48年8月、同年9月及び同年10月の標準報酬月額については、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和48年8月及び同年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主からは回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

さらに、昭和48年10月については、事業主は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、同僚の供述及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間②において、株式会社Bに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録において、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人及び同僚は株式会社Bの事業主の名前を記憶していないほか、同社に係る商業法人登記簿も確認できないことから、当時の状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が名前を記憶している同僚4人も申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録は無く、そのうち二人は、申立期間②の一部において国民年金保険料が納付済みとなっている。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年6月21日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月21日から同年9月1日まで
年金記録を確認したところ、A株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成15年6月21日となっていたが、当時の賃金台帳を確認したところ、その後も厚生年金保険料が控除されていたようなので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成15年6月21日から同年8月1日までの期間については、事業主から提出された賃金台帳により、申立人が当該期間にA株式会社に勤務し、同年6月分及び同年7月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該賃金台帳における保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成15年6月21日であることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る15年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その

後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る当該申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年8月1日から同年9月1日までの期間については、事業主から提出された賃金台帳により、同年8月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できることから、申立人は、同年8月について、厚生年金保険被保険者として同年8月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から52年3月まで

私が20歳になった頃、国民年金に加入することは成人としての義務と両親に勧められ、A市役所で加入の手続をした。当時は大学在学中だったが、アルバイト収入の中から、市役所の窓口か銀行で国民年金保険料を納付した記憶があるが、日本年金機構から送られてきた書類には、昭和50年1月から52年3月までの保険料が未納になっていた。

申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和50年*月頃に両親に勧められ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、52年7月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち50年1月から同年3月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までは遡って国民年金保険料を納付することができる期間であるが、申立人は、「まとめて数期分の保険料を納付した記憶はあるが、遡って保険料を納付した記憶は無い。」と申述している。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿では、申立人の申述のとおり、昭和52年度の1期分から3期分までをまとめて納めたと思われる記載はあるものの、申立期間の納付記録は確認できない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年11月から6年3月まで
平成5年*月の20歳の誕生日を過ぎた頃、「年金加入のお知らせ」が届いた。しかし、当時は生活が苦しかったので、国民年金保険料の免除手続きを行い、「免除申請を受理した」旨の通知書を受け取ったにもかかわらず、申立期間の免除記録が無いので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成5年*月の20歳の誕生日を過ぎて、『年金加入のお知らせ』が届き、その後、市役所又は社会保険事務所（当時）に問い合わせ、免除手続きを行った。」としているものの、免除申請を受理した旨の通知書は紛失したと申述している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成6年6月頃に払い出されたと推認される上、オンライン記録では、申立人の初回の免除申請日は同年5月31日、免除期間の始期はその前月である同年4月となっているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがわれない。

さらに、オンライン記録では、申立人が申立期間における免除申請を行ったとする記録が無い上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査をしたが、平成6年5月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間について免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年6月から53年3月まで

私は、20歳になったら国民年金に加入するのが国民の義務であると考えていたので、20歳になる1日前の昭和50年*月*日にA区役所B所で国民年金の加入手続を行ったと思う。私の年金手帳にはその日付が記載されている。仕事柄出張が多く留守にすることが多かったので、保険料は自宅に取りに来てくれた地区担当の集金人へ、私の母に頼んで納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になる1日前の昭和50年*月*日にA区役所B所で国民年金の加入手続を行い、仕事柄出張が多く留守にすることが多かったので、保険料は自宅に取りに来てくれた地区担当の集金人へ、私の母に頼んで、納付してもらっていたと申し立てているが、申立人及びその母は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和55年5月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に「昭和 50 年*月*日」と記載されていることをもって、当該日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「初めて被保険者となった日」欄は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、加入日を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成3年3月まで
20歳になった昭和63年*月頃、私はA区に住んでおり、当時学生であったが、同区役所から国民年金保険料の納付書が郵送されて来たので、私の母がB銀行（現在は、C銀行）等で納付していた。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和63年*月頃、A区に住んでおり、当時学生であったが、同区役所から国民年金保険料の納付書が郵送されて来たので、その母がB銀行等で保険料を納付していたと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、国民年金の加入手続時期、年金手帳の交付、保険料の納付時期、納付金額及び納付方法についての記憶が明確でなく、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であったと推認され、制度上、保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から3年3月まで

広報誌などで学生も国民年金に任意加入できることを知り、20歳になった平成2年頃に、私はA市役所（現在は、B市C区役所）で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は私の母がD銀行（現在は、E銀行）でまとめて納付しており、母の代わりに私が銀行に行き、保険料を納付したこともある。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、広報誌などで学生も国民年金に任意加入できることを知り、20歳になった平成2年頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は申立人又はその母が銀行で納付していたと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人並びに申立期間に申立人の保険料を納付したとするその母は、国民年金の加入手続時期、年金手帳の交付及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成3年4月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録では、申立人は学生が国民年金に強制加入となった同年4月1日に国民年金被保険者資格を取得している記録となっており、その時点までは、学生は任意加入の取扱いであったことから、制度上、申立期間の保険料を遡って納付することはできなかつたと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立事案の口頭意見陳述においても、国民年金の加入手続及び保険料納付状況について、当初の申立て以上に具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から同年9月までの期間、10年3月、同年7月及び同年8月、同年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月から同年9月まで
② 平成10年3月
③ 平成10年7月及び同年8月
④ 平成10年10月及び同年11月

有限会社A退職後から株式会社B入社までの期間（平成9年6月から11年7月まで）については、母が国民年金の切替手続を行い、国民年金保険料を遅れながら納付していた。後日、母から完納したと聞いたので、私の分の国民年金保険料は全て納付したと思っていたが、この期間に保険料が未納となっている月が点々としており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④について、申立人は、その母が国民年金の切替手続を行い、国民年金保険料を遅れながら納付していたが、後日、母から完納したと聞いたので、当該各期間の国民年金保険料は全て納付済みであるとしている。

しかしながら、申立期間①について、申立人の有限会社A退職後の国民年金の切替手続は、株式会社Bに入社後の平成11年9月24日に、社会保険事務所（当時）から申立人に対して未加入期間に係る国民年金の加入勧奨が行われたことが確認できることから、有限会社A退職後には当該切替手続は行われていなかったと考えられ、C市の「年金資格履歴」から、この加入勧奨に伴う切替手続は、同年11月19日に行われたと推認され、この時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間

となっている上、申立人の母が保管していた申立人に係る国民年金保険料領収証書に記載されている納付書発行日は、同年同月同日であることから、申立期間①に係る納付書も発行されていないと考えられる。

また、申立期間①、②、③及び④について、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母は、「未納との連絡があり、何回かに分けて保険料を納めたのをうっすらと覚えているが、保険料納付時期等についてはすっかり忘れている。」としており、具体的な証言が得られないことから、保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立人に係る国民年金保険料の領収証書がその母から提出されたが、申立期間①、②、③及び④前後の納付済みと記録されている月の領収証書はあるものの、保険料が未納と記録されている申立期間①、②、③及び④の領収証書は無い上、提出された当該領収証書に押印された保険料の領収の日付は、オンライン記録の保険料収納日と一致している。

加えて、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から61年3月まで

私は、会社を退職して、昭和52年3月頃に国民年金の任意加入手続をし、保険料を納め続けてきた。年金手帳には、59年2月7日で打ち切りと記載されているが、やめる手続をした覚えは無い。いつ頃から口座振替にしたか覚えていないが、申立期間当時は、A銀行B支店（現在は、C銀行D支店）の夫の口座から引き落としをしていた。申立期間が未加入期間となっており、納付していないという記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和52年3月頃に国民年金の任意加入手続をし、保険料を納め続けてきた。やめる手続をした覚えは無い。」としている。しかしながら、申立人は、申立期間当時は夫の被扶養配偶者であり、国民年金は任意加入をすべき期間であったところ、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」の「被保険者でなくなった日」の欄に「昭和59年2月7日」と記載されている上、E町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、昭和59年2月7日に国民年金任意加入被保険者の資格を喪失した記録が確認できることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上、保険料を納付することはできない期間であったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、「A銀行B支店の夫の口座から引き落とししていた。」としているものの、「口座振替方法及び振替金額（保険料額）は覚えてない。申立期間当時の預金通帳

は無い。」としており、C銀行D支店は、「申立期間当時の記録を確認することはできない。」としていることから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年12月までの期間、57年2月及び平成14年1月から17年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から51年12月まで
② 昭和57年2月
③ 平成14年1月から17年2月まで

申立期間①について、20歳になった昭和47年頃、私の母が当時大学生であった私のために国民年金の任意加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたと聞いている。当時、私の弟の保険料も納付していたと聞いていたので、私だけ未納となっているのはおかしい。また、申立期間②についても、結婚後、過去に保険料を納付していなかった期間について、保険料を納付するために社会保険事務所（当時）に行き、保険料を納付したにもかかわらず、1か月分が未加入となっている。申立期間③については、こんなに長い期間保険料を未納にしていた記憶は無い。申立期間①、②及び③の保険料が未納となっている記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は20歳になった昭和47年頃に、その母が申立人の国民年金の任意加入手続をし、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は、既に他界しており、証言を得られず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、「初めて被保険者となった日」欄に「昭和51年4月1日」と記載されていること、及び国民年

金被保険者台帳（旧台帳）にも、申立人の被保険者資格取得日は同じく昭和 51 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間①のうち、47 年 4 月から 51 年 3 月までは未加入期間と推認され、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号は、申立人が当時住んでいた A 市ではなく、B 市（現在は、C 市 D 区）で 58 年 4 月頃に払い出されたものと推認され、その時点では申立期間①のうち、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した後の 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料は時効により納付することができない期間である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 57 年 2 月の国民年金の保険料を同年 1 月分と一緒に納付したとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間②は未加入期間となり、申立人は、昭和 57 年 3 月から厚生年金保険に加入しているところ、C 市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び申立人が現在所持している国民年金手帳のいずれにも申立人の被保険者資格喪失日として同年 2 月 20 日と記載されており、申立人が当該日付を被保険者資格喪失日として届け出たものと考えられる。

3 申立期間③については、申立人は、当時の保険料は全てその妻が納めていたとしているところ、保険料の納付状況も不明であり、その妻も申立期間③当時は、未納の記録となっている。

なお、平成 14 年 4 月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、磁気テープに基づく納付書の作成・発行、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が進められており、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性が極めて低くなっていると考えられる。

4 申立人が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年4月から12年10月まで
申立期間の国民年金保険料は、平成11年4月及び12年4月に、A郵便局又はB銀行C支店で、母に前納してもらったので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人は、平成11年4月及び12年4月に、A郵便局又はB銀行C支店で、その母に、両年度とも現金約15万円を前納してもらい、うち同年11月から13年3月までの保険料は、12年11月1日に厚生年金保険の被保険者となったことにより還付されたとしている。

しかしながら、申立人は当該還付に係る関連資料を保管しておらず、当委員会における調査でも、当該還付の事実はオンライン記録で確認できない。

なお、日本年金機構D事務センターは、「平成12年度当時、年金記録はオンライン化されていたため、還付が行われた場合にはオンライン記録に収録されていたが、オンライン記録で還付の事実は確認できず、よって還付は行われていないと思われる。」としている。

また、申立人の主張によると、申立期間において、前納（2回）及び還付（1回）がオンライン記録に記録されることとなるが、これらの記録は確認できないところ、社会保険事務所（当時）がその全てを記録しなかったとは考え難い。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学

式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 27 日から 50 年 7 月 21 日まで
年金事務所の記録では、A株式会社（現在は、B株式会社）に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間について、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、当時在籍していた従業員の記憶から、申立期間当時の社会保険の加入について、i) 一部の者だけを加入させたり、希望制をとったりしていたこと、ii) 雇用保険だけに加入させていたことも有り得ることなどを回答している。

また、事業主は申立期間に係る資料は見当たらないとしているが、保管していた昭和58年8月から同年12月までの「入退社関係」資料には、従業員ごとの社会保険及び雇用保険の加入状況が記載されているところ、加入している保険にはレ点が付されて管理されており、社会保険欄が空欄になっている従業員については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、事業主は、全ての従業員について社会保険の加入手続を行っていたとは言えないことがうかがえる。

さらに、申立人と同じ申立事業所のC営業所においてD職として昭和48年7月から勤務していた同僚は、入社面接の際に社会保険の加入を希望するかどうか聞かれたことを具体的に記憶している。

加えて、申立事業所の申立期間に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、厚生年金保険と同時に加入手続を行うE基金にも、申立人の申立

事業所に係る加入記録は確認できない。

さらに、当時の同僚26人に照会を行い15人から回答を得たが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 64 年 1 月 7 日から平成 3 年 11 月 1 日まで
A 株式会社に入社し、間もなく B 国へ赴任した。64 年 1 月に同社が株式会社 C に買収され、平成 5 年に、D 株式会社（現在は、E 株式会社が事業を継承。）と社名が変更されたが、6 年に帰国するまで継続して B 国の子会社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録（事業所名は、E 株式会社となっている。）及び複数の同僚の証言により、申立人は申立期間に A 株式会社及び株式会社 C の B 国における子会社（以下「子会社」という。）に継続して勤務していたと推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、E 株式会社は、申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除等については不明としている。

また、申立人は、申立期間当時、子会社へ派遣された者は、申立人のみであったとしているところ、A 株式会社及び株式会社 C における申立期間当時の同僚 28 人に照会し回答を得た 12 人の同僚は、いずれも子会社に勤務しておらず、子会社に勤務した場合の厚生年金保険の取扱い及び申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については不明としている。

さらに、申立人は、子会社勤務時における保険料控除の資料として、平成 4 年の冬期賞与控除額明細（事業所名の記載は無い。）を提出し、当該

明細において、同年7月から同年12月までの半年分の厚生年金保険料が冬期賞与からまとめて控除されていたことが記載されていることから、申立期間の保険料についても、夏冬の賞与からまとめて控除されていたと思うとしているが、申立人は、申立期間当時の賞与明細を所持しておらず、申立期間においても同様の取扱いが行われていたかは不明である。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 7043（事案 742 及び 4085 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで
昭和 44 年 4 月から 47 年 5 月末まで A 株式会社（現在は、B 株式会社）に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間に被保険者であったことを認めてほしい。
今回、新たな資料は無いが、C 市における国民年金の加入が昭和 47 年 7 月であることから、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと思われること、及び同僚の申立てが D 第三者委員会において認められたことから再々申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿記載の申立人の被保険者資格取得日及び喪失日がオンライン記録と一致する上、申立期間に資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、同名簿において整理番号の欠番も認められないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立人から新たな資料の提出は無く、複数の同僚に照会したが、厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について具体的な供述が得られないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 9 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再々申立てにおいて、申立人から新たな資料の提出は無いが、申立人の主張する事情を含め調査を行った。

申立人は、申立期間において A 株式会社勤務していたとしているが、

事業主は、当時の資料は保管しておらず申立人の在籍及び保険料の控除については不明としている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に被保険者と確認できた同僚 15 人に照会し、回答を得た 9 人のうち 4 人が申立人を記憶していたものの、当該同僚から具体的な勤務期間や申立期間における厚生年金保険料の控除についての供述は得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

なお、申立人は、国民年金の加入が昭和 47 年 7 月であることから、申立期間は、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、国民年金の被保険者資格の得喪を根拠として、厚生年金保険の被保険者資格の有無を判断することはできない。

また、申立人が再々申立ての事由として挙げている同僚の申立事案は、申立期間の前後に申立事業所に係る厚生年金保険被保険者期間があり、その間における勤務の継続や厚生年金保険料の控除の有無が審議されたものであり、本事案とは事情が異なるものである。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで
申立期間は、有限会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の有限会社Aの身分証明書等により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンラインによる事業所名称検索及び事業所名簿検索システムでは有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、申立人は、申立期間当時、同社の従業員は4人であったとしていることから、同社は当時の厚生年金保険法が適用される5人以上という要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、商業登記簿によると、有限会社Aは既に解散しており、同社の代表取締役及び取締役は死亡している上、同僚についても所在不明であることから、申立期間当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 10 日から 43 年 2 月 1 日まで

「A所」において、昭和 42 年 4 月 10 日から 43 年 8 月 31 日までの期間勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うと主張している。

しかしながら、事業主は既に亡くなっている上、申立期間当時、申立事業所において社会保険関係事務を行っていた事業主の妻は、申立人の勤務期間については不明としているほか、「事業所は 15 年くらい前に倒産し、従業員に関する資料は全部処分したので、申立人の厚生年金保険加入期間については分からない。」と供述しており、申立期間当時の同僚（一人）に申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況を照会したが、供述を得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、上記事業主の妻は、「従業員を厚生年金保険に加入させる時期については事業主が決めていた。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。